

## 太田市チームオレンジ事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に規定する共生社会の実現のため、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定。以下「推進大綱」という。）に規定するチームオレンジ事業に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症サポーター養成講座

認知症サポーター等養成事業の実施について（平成18年7月12日老計発0712001号厚生労働省老健局計画課長通知）別添認知症サポーター等養成事業実施要綱の3（2）に規定する講座をいう。

(2) 認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受講した者をいう。

(3) ステップアップ講座

認知症サポーターを対象にした、認知症に関する基礎知識・理解を深め、より実際の支援活動に繋げることを目的とした、市が実施する認知症サポーターステップアップ講座をいう。

(4) チームオレンジ

推進大綱に基づき設置される、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターを中心として支援チームを作り、認知症の人及びその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みをいう。

### (事業内容)

第3条 市は、次に掲げる事業を実施する。

(1) ステップアップ講座の開催に関すること。

(2) チームオレンジの立ち上げ支援及び相談に対する助言に関すること。

(3) チームオレンジの登録に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

### (チームオレンジの役割)

第4条 チームオレンジは、地域において認知症の人及びその家族との共生のための取組として、次の各号のいずれかの事項を実施する。

- (1) 認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等が気軽に集まることができる場の設定
- (2) 認知症の人及びその家族の思いを傾聴し、チームオレンジの参加者の主体性を重視したサポート（見守り活動、出前支援、外出同行支援等）
- (3) 認知症の人及びその家族からの相談に応じた地域包括支援センター等の専門機関との連携
- (4) 認知症の症状及び対応方法等に関する学習
- (5) 市又は地域包括支援センターが実施する認知症に関するイベント等への参加・協力
- (6) チームオレンジの参加者及び関係者が定期的に実施する情報交換及び活動報告
- (7) 前各号に掲げるもののほか、太田市チームオレンジ事業に関連する取組  
(チームオレンジの登録要件)

第5条 登録の対象となるチームオレンジは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 認知症サポーターを含む3名以上でチームが組まれているもので、ステップアップ講座の修了者又は受講予定者が1名以上いること。
- (2) 認知症の人の意向を活動に反映していること。
- (3) 認知症の人及びその家族の困りごとを継続して支援できること。

(登録申請)

第6条 チームオレンジの登録を受けようとする団体等（以下「申請団体等」という。）

は、太田市チームオレンジ登録申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ、登録の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により登録の可否を決定したときは、太田市チームオレンジ登録（却下）決定書（様式第2号）を申請団体等に交付する。

(変更申請)

第8条 申請団体等は、第6条の規定により申請した内容に変更があるときは、太田市チームオレンジ登録変更申請書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(取消し申請)

第9条 申請団体等が登録の取消しをしようとするときは、太田市チームオレンジ登録取消申請書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、登録されたチームオレンジが次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録要件に適合しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録の決定を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(個人情報の取り扱い)

第10条 チームオレンジは、チームオレンジの参加者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に収集、利用及び管理をしなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。